大阪明星学園剣道部ＯＢ会　明 星 剣 友 会　　会　則

改　訂　案	現　　　行
（ 目　的 ） 第１条大阪明星学園剣道部発展向上のための支援、ＯＢ会員の親睦を目的とする。 （ 名　称 ） 第２条　本会の名称は「明星剣友会」とする。 （ 事務局 ） 第３条 本会の事務局は大阪市天王寺区餌差町5-44に置く。 （ 事　業 ） 第４条 本会は、第１条の目的を達成する為、次の事業を行う。 （1）大阪明星学園剣道部へ助成金を支給する。（玉龍旗・夏・冬・春） （2）大阪明星学園剣道部同窓名簿は事務局で管理する。 （3）明星剣友会ホームページの運営。 （4）大阪明星学園剣道部の行事の案内・参加支援。 （5）剣道大会への参加及び支援。 （6）その他 本会の目的を達成するために必要な事業。 （ 会員の種類 ） 第５条 本会の会員は次の通りとする。 1. 正会員 2. 特別会員 （ 会員の資格 ） 第６条 正会員及び特別会員は、本会の趣旨に賛同し下記に該当するものとする。 （1）正会員は、大阪明星学園剣道部に所属して、大阪明星学園を卒業したもの。 （2）特別会員は、大阪明星学園を卒業し、役員会で承認されたもの。	（ 目　的 ） 第１条 大阪明星学園剣道部発展向上のための支援、ＯＢ会員の親睦を目的とする。 （ 名　称 ） 第２条　本会は「明星剣友会」という。 （ 事務局 ） 第３条 本会の事務局を大阪市天王寺区餌差町5-44に置く。 （ 事　業 ） 第４条 本会は、第１条の目的を達成するために次の事業を行う。 （1）大阪明星学園剣道部へ助成金を支給する。（玉龍旗・夏・冬・春） （2）大阪明星学園剣道部同窓会名簿を作成する。（年度ごと） （3）大阪明星学園剣道部の行事の案内・参加支援。 （4）剣道大会への参加及び支援。 （5）その他 本会の目的を達成するために必要な事業 （ 会員の種類 ） 第５条 本会の会員は次の通りとする。 1. 正会員 2. 特別会員 （ 会員の資格 ） 第６条 正会員及び特別会員は、本会の趣旨に賛同し下記に該当するものとする。 （1）正会員は、大阪明星学園剣道部に所属して、大阪明星学園を卒業したもの。 （2）特別会員は、大阪明星学園を卒業し、役員会で承認されたもの。

（ 役員の種類 ）

第７条 本会に、次の役員を置く。

1. 会　長　　１名
2. 副会長　　３名以内
3. 幹事長　　１名
4. 副幹事長　３名以内
5. 幹　事　　若干名
6. 会　計　　２名
7. 監査役　　２名

（ 役員の選出と職務 ）

第８条 正会員の中から選出し、総会の承認を得る。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
(2) 副会長は、会長を補佐する
(3) 幹事長は、大阪明星学園剣道部との連絡調整の役割を果たし、総会の運営・会員の動員・剣道大会の参加など役割を統括する
(4) 副幹事長・幹事は、幹事長を補佐し、上記の実務を行う。
(5) 会計は、会計業務を行う。
(6) 監査役は、会全体を把握しこの会の監査を行う。

（ 役員の任期 ）

第９条 役員の任期は２年とする。但し、再選を妨げない。

（ 役員の種類 ）

第７条 本会に、次の役員を置く。

1. 会　長　　１名
2. 副会長　　３名以内
3. 幹事長　　１名
4. 幹　事　　若干名
5. 書記長　　１名
6. 書　記　　若干名
7. 会　計　　２名
8. 会計監査　２名

（ 役員の選出と職務 ）

第８条 正会員の中から選出し、総会の承認を得る。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
(2) 副会長は、会長を補佐する
(3) 幹事長は、大阪明星学園剣道部との連絡調整の役割を果たし、総会の運営・会員の動員・剣道大会の参加など役割を統括する
(4) 幹事は、幹事長を補佐し、上記の実務を行う。
(5) 書記長は、各種案内状作成・発送・大阪明星学園剣道部同窓会名簿の作成・総会資料の作成・議事録の作成を統括する。
(6) 書記は、書記長を補佐し、上記の実務を行う。
(7) 会計は、会計業務を行う。
(8) 会計監査は、総会前に会計監査を行う。

（ 役員の任期 ）

第９条 役員の任期は２年とする。但し、再選を妨げない。

（ 相談役及び顧問 ）

第１０条 相談役及び顧問は会長の推薦により、役員会の決議により決定する。相談役及び顧問は、会長の諮問に答え会議に出席し、意見を述べることができる。

（支　部）

第１１条　役員会の決議により支部を設置する事が出来る。

（会　議）

第１２条 総会及び役員会の議長は、会長が指名したものとする。

総会は、通常総会と臨時総会とし、通常総会は、原則として毎年 5月とし、臨時総会は、役員会が必要と認めたとき会長が招集する。

役員会は、原則として年３回行う。

（ 資産の構成 ）

第１３条 本会の資産は、次の各号を持って構成する。

１.年会費（４月１日現在）

２４歳以上　5,000円

２３歳まで　3,000円　とする。

２.寄付金

３.その他の事業による収入

（ 会計年度 ）

第１４条 本会の会計年度は毎年 ４月１日～３月３１日とする。

（ 慶弔 ）

第１５条 本会の慶弔は、次の各号を持って授与する。

1.本人の結婚の場合　祝電

2.剣道及び本会に対して、功績のあったもので、役員会の決議により承認されたもの。（全国大会出場等）

3.本人・妻・子供・親の死亡の場合　香典5,000円　しきみ・弔電

4.本会に対し、功績があったもの死亡の場合、内容について役員会で決議する。

（ 相談役及び顧問 ）

第１０条 相談役及び顧問は会長の推薦により、役員会の決議により決定する。相談役及び顧問は、会長の諮問に答え会議に出席し、意見を述べることができる。

（ 会　議 ）

第１１条 総会及び役員会の議長は、会長が指名したものとする。

総会は、通常総会と臨時総会とし、通常総会は、毎年大阪府優勝大会の日とし、臨時総会は、役員会が必要と認めたとき会長が招集する。

役員会は、原則として年３回（ ３月・６月・１０月 ）行う。

（ 資産の構成 ）

第１２条 本会の資産は、次の各号を持って構成する。

１.年会費（４月１日現在）

２４歳以上　5,000円

２３歳まで　3,000円　とする。

２.寄付金

３.その他の事業による収入

（ 会計年度 ）

第１３条 本会の会計年度は毎年 ４月１日～３月３１日とする。

（ 慶　弔 ）

第１４条 本会の慶弔は、次の各号を持って授与する。

1.本人の結婚の場合　祝電

2.剣道及び本会に対して、昇段（ ６段以上 ）及び全国大会出場等の功績のあったもので、役員会の決議により承認されたもの。

3.本人・妻・子供・親の死亡の場合　香典5,000円　しきみ・弔電

4.本会に対し、功績があったもの死亡の場合、内容について役員会で決議する。

（細　則）

第１６条　この会則の改正は、総会にて決定する。

第１７条　この会則に定めのない事項及びこの会則の実施に必要な事項は、役員会で決定する。

（改　訂）

平成 12 年　7 月 20 日　総　　会　承認　改正

平成 25 年 10 月　5 日　臨時総会　承認　改正

（改　訂）

平成 12 年 7 月 20 日　総会承認　改正